

三木町告示第146号

墓地埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月15日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第23号

墓地埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

墓地埋葬等に関する法律施行細則（昭和55年三木町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「火葬場」の次に「（以下「墓地等」という。）」を加え、「別記様式」を「様式第1号」に改め、同条第2号中「墓地、納骨堂又は火葬場」を「墓地等」に改める。

第2条中「墓地、納骨堂又は火葬場」を「墓地等」に改める。

第3条の見出し中「変更」の次に「等」を加え、同条中「変更の許可」を「変更又は廃止の許可」に改め、「変更後」の次に「又は廃止後」を加え、「変更の理由」を「変更又は廃止の理由」に、「別記様式」を「様式第2号」に改める。

第6条を削り、第5条を第6条とする。

第4条の見出し中「竣工検査」を「工事完了の届出等」に改め、同条中「設備が竣工したときは、町長の竣工検査を受けなければならない」を「新設又は変更等の工事が完了したときは、様式第6号による完了届を町長に提出しなければならない」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（許可証の交付）

第4条 町長は、法第10条第1項の許可をしたときは様式第3号による許可証を、同条第2項の規定による変更の許可をしたときは様式第4号による許可証を、同項の規定による廃止の許可をしたときは様式第5号による許可証を交付するものとする。

第8条第2号中「納骨堂」の次に「の設置場所」を加える。

別記様式を様式第1号とし、同様式を次のように改める。

様式第1号の次に次の5様式を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。